



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第 327 号

平成 30 年 7 月 26 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪府野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

8月は個人事業税の第1期分納付 個人事業税は租税公課として経費

個人事業税は、個人が営む事業のうち、地方税法等で決められた事業（法定業種）に対してかかる税金だ。現在、法定業種は 70 の業種があり、ほとんどの事業が該当する。

個人事業主は、毎年 3 月 15 日までに前年中の事業の所得などを、都道府県税事務所に申告することになっている。ただし、所得税の確定申告や住民税の申告をしたときは個人の事業税の申告をする必要はない。

確定申告をしていれば、8月に都道府県税事務所から納税通知書（第1期分（8月分）と第2期分（11月分））が送られてくる。

個人事業税を納付した場合には「租税公課」の勘定科目で仕訳する。個人事業税は租税公課として経費にできる。

なお、年途中で事業を廃止した場合は、所得税の確定申告や住民税の申告とは別に、廃止の日から 1 ヶ月以内（死亡による廃止の場合は 4 ヶ月以内）に個人の事業税の申告をしなければならない。

納付時期は、原則として 8 月、11 月の年 2 回（第 1 期納期限：8 月 31 日、第 2 期納期限：11 月 30 日（休日の場合はその翌日））。8 月に都道府県税事務所から送付される納税通知書により各納期に納める。納付には、都道府県税事務所や金融機関の窓口を始め、口座振替、コンビニエンスストア（1 回分の納税額が 30 万円以下に限る）、クレジットカード納付、金融機関等のペイジー対応の ATM も利用できる。